

衆議院総選挙における立候補者に対する公開質問状

2009年8月24日

子どもの人権と表現の自由を考える会

代表：新川 淳平

情報担当：小島 朗

衆議院総選挙に立候補の皆様。始めまして。

子どもの人権と表現の自由を考える会の代表の新川と申します。

当会は昨年6月に、児童ポルノ法の適正な改正を求める会として発足し、本年1月に当会の行った政党に対する公開質問状がメディア掲載される等、一定の実績を持つ会です。

本日候補者の皆様に公開質問状としてご連絡差し上げたのは、候補者の皆様の、改正児童ポルノ問題における認識及び説明、児童ポルノの撲滅推進における方法論を問うと共に、国民三権である表現の自由、児童虐待防止法、また10年以上前から続いてきた、単純所持規制推進派の奇抜な言動について問う物であります。

選挙活動も大詰めに入る中、非常にお忙しい事と存じあげますが、投票行動の一つの指針とする為にも、是非ご協力をお願い致します。

末筆ではありますが、候補者様のご当選と今後の活躍を祈らせていただき、公開質問状の目的についての説明を締めさせていただきます。

本公開質問状の内容物について

本公開質問状は、以下の内容物によって構成されています。

公開質問状序文 1 ページ
質問ページ 4 ページ
関連資料集 1 ページ
回答送付・質疑応答説明書 1 ページ

それ以外の内容物に関し、当会では関知しない内容物となっております。

また、当会はどの政党とも一定の距離を保って運営されておりますので、特定政党、特定の主義主張等の内容物が同封されていた場合は、回答送付先（情報担当小島）までご一報下さいますようお願い申し上げます。

なお、この公開質問状は「各候補者様の選挙区の有権者」のご協力により郵送されております。

総合的な問い合わせ、回答送付先は、回答送付先に書かれた情報担当宛になりますので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

公開質問状内容

1. 基礎的な質問

設問趣旨：児童ポルノ法（資料1）における基礎的な見解についての質問です。

1- 1：児童ポルノとはどういう物を指すと思いますか？

1- 2：児童ポルノ法の本来の目的は何だと思いますか？

1- 3：日本が児童ポルノ大国であると名指しで批判された事がありますが、海外の NGO 団体の調査（資料2）により日本は児童ポルノ大国ではないという調査結果が出ています。この矛盾についてどういった感想を持ちますか？

1- 4：児童ポルノ法は施行から10年経った現在も所轄官庁が決定しておりません（資料3）。法の趣旨に照らして、どの省庁が所轄官庁として相応しいとお考えですか？

2. 児童ポルノの定義に関して

設問趣旨：単純所持規制の賛否を問う際に、3号ポルノの規定が問題となっております。

2- 1：近年、親が撮影した自分の子どもの写真を販売する等の問題が起きております。これを受けて、親が撮影した写真であっても「猥褻・性的欲求を刺激された」と第三者が感じるなら、児童ポルノとして規制すべきだと思いますか？

2- 2：例えば家族写真・卒業アルバムの写真であっても、本人達にとってはただの思い出の写真ですが、そういった趣味の方々が入手すれば性的欲求を満たす写真となります。このように立場や見方が違うだけで、まったく同じ写真が思い出の写真になったり、児童ポルノになったりする現象について、どう思いますか？

2- 3：単純所持推進派の中には、地裁判決を持ち出して「家族写真等は児童ポルノに当たらない」と言う者もいますが、地裁の判例は高裁・最高裁で容易に覆されます。また近年のU-15ビデオ等の一部表現において児童ポルノと認定されるような過激な映像を撮影する業者もおります。3号ポルノの規定そのものが罪刑法定主義の派生原理として要求される「明確性の理論（資料4）」から外れているのではないか？という意見もあります。これらを受けて、現行法の3号ポルノ規定を廃し定義の厳格化を行い、問題のある写真や映像については適切に対処できるよう法整備を改める意志はありますか？

3. 児童の人権のあり方について

設問趣旨：教育界における問題、虐待、性虐待防止に関する具体的方針についての質問です。

3- 1：近年学内におけるイジメ問題の隠蔽や、性虐待問題の隠蔽が問題になっております。これは教育界において組織的に行われている節も多々見受けられ、時には教育的配慮と称し、すべてが闇から闇へ葬られる事態にも発展しています。これらを受けて、学内の犯罪防止策等について持論があればお聞かせ下さい。

3- 2：近年、親の経済格差が子どもの教育格差に繋がっているという問題が急浮上してきました。この問題について、経済格差解消以外に何か具体的な施策論があればお聞かせ下さい。

3- 3：児童虐待防止法での親権一時、一部停止に関する問題に関し、虐待の防止に親権の一時、一部停止は有効だと思いますか？

3- 4：宗教上・観念上の問題から親権を濫用して子どもに対する正当な医療行為を阻害する親がいる事に関してどう思いますか？

4. 国会審議の過程における議論について

設問趣旨：児童ポルノ法改正の法務委員会の場において発言された内容に基づき質問します。

4- 1：法務委員会の場において、「(児童ポルノだと) 疑わしければ棄てろ」という発言をされた議員がありますが、これは「疑わしきは罰せず」という罪刑法定主義の原則に反すると思いますが、この点についてどう思いますか？また、国民の財産権を国が曖昧な定義のまま侵害するような行為に関してどう思いますか？

5. 表現の自由との関連について

設問趣旨：一部の意見の中に、創作物（紙に書かれた物、マンガ、アニメ等）を児童ポルノとして規制せよ という声があります。彼らの主張の骨子は、すでに学術的に否定された強制効果論であり、国際的な流れという理由なのですが、国際的に見ても表現物を規制している国はわずか数カ国ですし、アメリカにおいては違憲判決が連邦最高裁判所により下されました（アメリカにおける表現規制の事実上の廃止）。これらを受けて、当会としては表現の規制に際し、より多くの学術的、国民的議論の必要性を感じております。それらを踏まえた上で質問させていただきます。

5-1：児童ポルノ法改正問題に関し、創作物の規制に関する研究審議会を議員主体で設置する意志はありますか？

5-2：児童ポルノ法における創作物規制の研究審議会の設置に関して、政教分離の原則及び目的効果基準（1977年7月13日31巻4号533頁）に基づき、宗教団体の参加禁止及び、日弁連等の法律の専門家、犯罪心理学会等の専門家の参加を認めるつもりはありますか？

5-3：研究審議会設置にあたり「規制ありきの議論」ではなく、一部の表現を児童ポルノ法で規制するのが正しいのかどうかを議論する気はありますか？

6. 国際的児童ポルノの撲滅の推進に関して

設問趣旨：元々、児童ポルノの単純所持規制の話は、「インターネットを通じて無限に広がる児童ポルノの国際的撲滅」を受けてでてきた話であります。しかしながら規制の実施にあたり、各国の児童定義年齢の違い（欧米では13～14歳未満、我が国では18歳未満）が厳然として存在し、国境の無いインターネットという道具を用いる事により、将来的にこの定義年齢の違いが問題になる事が比較的容易に予想されます。また、レイプレイ問題（資料5）における「悪意のある人物により本来日本国内でしか流通し得ないはずのゲームが海外で勝手に販売をされていた」という問題、某新聞社のように「いかにも日本が性大国」であるかのような記事の英訳を新聞社名で長年に渡って流布してきた問題に関するもお尋ねします。

6-1：某新聞社の英訳記事問題（資料6）において、事実の裏づけも無く海外で日本人観光客が「奴隷を買う」「現地の子供をハンティングする」という違法ツアーに参加しているとする記事を配信したり、日本国内では違法とされている少女買春の勧め（犯罪教唆）をする記事を長年に渡り配信されている事実が明らかになりました。また、米州機構(OAS)の反人身売買レポートの中に日本の人身売買に関する資料の出典として挙げられている等、日本人と日本国の品位や尊厳を貶めるような記事を配信し続けてきた新聞社に対しどのような意見をお持ちですか？

6-2：またこうした事実無根の情報を基にした規制論を振りかざしたり、こうした記事を長年に渡り配信し続けた新聞社の人間を役員として迎え入れる人権団体や民間団体についてどうお考えですか？

6-3：現在主にインターネット上で流通する児童ポルノの撲滅に関して、国際的な枠組を作って撲滅の推進をする気はおありですか？

6-4：またその際、各国の児童ポルノ法における児童の定義年齢が違う事が問題となりますが、この問題に関しどう思いますか？

公開質問状における資料集

資料1：正式名称『児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律』であり、法律の趣旨は『児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利を擁護することが目的』と明記されている。

資料2：イタリア児童保護団体 テレフォノ・アルコバレーノによる児童ポルノサイト国別調査（08年版）によると、1位ドイツ（2160件）、2位アメリカ（560件）、3位オランダ（413件）で、この三カ国は、児童ポルノの単純所持規制を施行している。日本は12位（6件）、また単純所持規制を30年近く施行しているイギリスは14位（2件）となっている。また、他の国のNGO団体による調査でも、日本の児童ポルノサイト数、利用率は「単純所持規制を敷いている他国に比べ」軒並み低い統計が出ている。

資料3：現在は仮運用として警察庁が所管している。当会は、児童ポルノの撲滅及び、児童保護が目的であるという法の趣旨に照らし合わせ、警察庁と厚生労働省の合同所管とすべきであると提言する。

資料4：明確性の理論（明確性の原則）とは、精神的自由を規制する立法は明確でなければならぬとする基準。内容は漠然性ゆえに無効、過度に広範ゆえに無効で、人権を侵害する方向で作用する法律（現在のままの法律での単純所持規制は、財産権、肖像権、意思決定権の侵害に抵触する可能性が高い）は、それによって萎縮効果を生じないように、また誤って不利益を受ける者の生じないように、明確に規定されなくてはならないとする原則を言う。

資料5：本来はメーカーの許可していない不正コピーゲームが、海外の通販サイトで販売されていた著作権法違反事案。それが何故か妄想と現実の区別もつかない過激人権団体の手に渡り、税の不正流用疑惑追及を避けたい議員の手に渡り、日本のソフトウェア団体が自主規制を行うに至った事件。本件は別の団体が公開質問状を行う旨を宣言中。

資料6：2008年3月頃より巻き起こっている、某新聞社の海外配信記事問題。裏づけも無く根拠もない、もはや捏造とも言える記事が少なくとも9年間に渡り配信され続けていた。この記事は海外の人権機関等にも引用され、日本への外圧等に利用されている。

また、海外の多くの人に対し事実誤認に基づく日本と日本人への変な印象を植えつけてしまったキッカケともなっている可能性がある。

回答送付先・質疑応答先説明書

本公開質問状は、各選挙区の有権者の方々のご協力により送付が行われています。
本質問状に関する質問、ご回答の送付先は以下の通りとなりますので、ご注意ください。

また、本公開質問状の回答並びに質問内容全文は、すべて当会WEBページで公開される事をご了承下さいますようお願い申し上げます。

回答送付先

回答期限は **2009年8月28日24時(JST)** とさせていただきます。

メール：**個人情報の為削除** (情報担当：小島)

郵送：**個人情報の為削除**

埼玉県本庄市**個人情報の為削除** 小島 朗 方
子どもの人権と表現の自由を考える会

なお、情報公開を円滑に行う為、必ずメールでの返信をお願いしております。
これは当会の事務処理上の処理を円滑に行うと共に、候補者様の声を一字一句洩らさず有権者の皆様にお届けする為の処置ですので、ご協力をお願い致します。

また、大変ご面倒ではありますが、できればご回答をプリントアウトしたものを候補者様本人のサインを添えて郵送していただければ、と思います。

本日は子どもの人権と表現の自由を考える会主催の、公開質問状をお読みいただき、真にありがとうございました。

候補者の皆様のご回答をお待ちしております。

敬具

2009年8月24日

子どもの人権と表現の自由を考える会

代表：新川 淳平

情報担当：小島 朗